

通所リハビリテーション利用料金表 【負担割合 1割】

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●基本料金 (6～7時間)

(単位:円)

要介護度	介護保険対象	介護保険対象外	1日あたり合計額
	一部負担額 ※1	食費 ※2	
1	798	720	1,518
2	944		1,664
3	1,086		1,806
4	1,255		1,975
5	1,421		2,141

※1 通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(I)の合計額
一部負担額につきましては、1日あたりの目安となる金額であり、加算料金と合わせて1月分の利用料金を算出するため多少の誤差が生じます。

6～7時間以外のご利用については、介護保険制度に基づく算定基準により算出した金額となります。

※2 食費は、1日分(昼食(おやつを含む))の定額料金です。

●加算料金

(1) 該当した場合に加算される料金です。

(単位:円)

算定項目		介護保険対象	一部負担額	算定単位
		内 容		
口腔・栄養 スクリーニング加算	I	6月ごとに口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジャーに情報提供した場合	22	1回につき
	II	・口腔または栄養の状態を確認し、ケアマネジャーに情報提供した場合 ・栄養アセスメント加算等を算定し、加算Iを算定しない場合	5	
感染症・災害の発生で利用者数が一定以上減少している場合の加算		所定単位数の3%を加算	利用単位数 による	
入浴介助加算 I		入浴サービスを行った場合	43	
短期集中 個別リハビリテーション実施加算		短期集中的にリハビリテーションを行った場合(退院・退所日又は認定日から3月以内)	119	1日につき
重度療養管理加算		要介護3、4又は5で医療ニーズが高い状態にある方に対して、医学的管理のもと療養上必要な処置を行った場合	108	
リハビリテーション マネジメント加算イ	1	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合(同意月から6月以内)	606	1月につき
	2	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合(同意月から6月超)	260	
リハビリテーション マネジメント加算ロ	1	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。厚労省に計画等を提出した場合(同意月から6月以内)	642	1月につき
	2	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。厚労省に計画書を提出した場合(同意月から6月超)	296	
リハビリテーション マネジメント加算ハ	1	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。多職種が共同して栄養アセスメント・口腔アセスメントを行い、口腔の健康状態を評価し課題を把握・共有している場合。厚労省に計画等を提出した場合(同意月から6月以内)	859	1月につき
	2	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成、見直しを行った場合。多職種が共同して栄養アセスメント・口腔アセスメントを行い、口腔の健康状態を評価し課題を把握・共有している場合。厚労省に計画等を提出した場合(同意月から6月超)	512	
リハビリテーションマネジメント加算 (施設医師が説明)		施設の医師がリハビリテーションマネジメントの内容を利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合	292	
生活行為向上 リハビリテーション実施加算		理学療法士等が居宅を訪問し、生活行為向上のための計画を定めて、提供した場合(利用開始月から6月以内)	1,354	
栄養アセスメント加算		栄養アセスメントを実施し、栄養状態等の情報を厚労省に提出し、栄養管理に情報を活用した場合	54	
科学的介護推進体制加算		入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚労省に提出し、サービス提供に活用している場合	43	
介護職員処遇改善加算 I(イ・ロ)、II(イ・ロ)、III、IV		当施設が介護職員の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数11.1%～7.0%の単位数)	利用単位数 による	

※ 一部負担額につきましては、1日又は1回あたりの目安となる金額であり、基本料金と合わせて1月分の利用料金を算出するため多少の誤差が生じます。

※ 施設が所在する三鷹市は、介護保険制度上の3級地に該当し、この地域区分に基づいた金額です。

裏面に続く

通所リハビリテーション利用料金表

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

(2) 希望した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象外			
項 目		料 金	単 位
おむつ代	テープ式	100	1枚につき
	パンツ式	70	
	パット	30	
文書料	医療情報提供書	3,000	1通につき
	その他証明書類	4,000	
日常生活品費	身の回り品として日常生活に必要なものの費用	実費	1式につき
教養娯楽費	教養娯楽や行事にかかる材料費	実費	

※ 上記以外にも実費相当額のご負担をいただく場合がございます。